

大和高田市開発事前協議 提出物 説明用資料（押印関係）

大和高田市開発指導要綱改正に伴い申請書等が押印不要となりましたが、以下の書類は押印（実印）が必要です。

- ①委任状（他者に委任しない場合は不要）
- ②様式第3号（第21条関係）開発事業に伴う公共公益施設の帰属及び管理に関する協定書
- ③開発事業事前協議書（各課の開発事業協議報告書をまとめたもの）

2026年4月

担当部署	①委任状 (実印押印)		印鑑証明書			
	正	副	委任する場合は①提出時		委任しない場合は③締結時	
			正	副	正	副
都市計画課開発指導担当	原本	写し	写し 印鑑証明書の原本を提示してもらい、印影確認後、「写し」に「原本確認済」ゴム印を押印する		写し 印鑑証明書の原本を提示してもらい、印影確認後、「写し」に「原本確認済」ゴム印を押印する	
都市計画課公園担当	写し可					
市民衛生課	写し可					
土木管理課	写し可					
産業振興課	写し可					
市民課	写し可					
危機管理課	写し可					
保育幼稚園課	写し可					
農業委員会	写し可					
生涯学習課	写し可					
学校教育課	写し可					
美化推進課	写し可					
企画整備課	写し可					
下水道課	写し可					
奈良県広域水道企業団	原本		写し			
奈良県広域消防組合	原本		写し			